

原 目 配 水 池 更 新 事 業

入札説明書

令和6年4月

令和6年6月14日修正版

福井市上下水道局

目 次

第1 対象事業に関する事項.....	2
1 事業内容に関する事項.....	2
第2 事業者の募集及び選定に関する事項.....	5
1 事業者の募集及び選定方法.....	5
2 事業者の募集及び選定の手順.....	5
3 入札参加者の備えるべき参加資格要件.....	8
4 審査及び選定に関する事項.....	12
第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	14
1 事業契約に関する基本的な考え方.....	14
2 業務分担と予想されるリスク分担.....	14
3 求められる業務水準.....	14
4 事業者の収入.....	14
5 事業者の事業契約上の地位.....	14
6 履行保証等に関する事項.....	14
7 保険	14
8 市による事業の実施状況のモニタリング.....	14
9 市の支払いに関する事項.....	15
第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	16
1 施設の概要及び規模.....	16
第5 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	20
1 係争事由に係る基本的な考え方.....	20
2 管轄裁判所の指定.....	20
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	20
1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	20
2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	20
3 その他	20

第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	21
1	法制上及び税制上の措置に関する事項.....	21
2	財政上及び金融上の支援に関する事項.....	21
3	その他の支援等に関する事項.....	21
第8	その他、本事業の実施に関し必要な事項.....	21
1	議会の議決（債務負担行為）.....	21
2	入札参加に伴う費用負担.....	21
3	入札保証金.....	21
4	提出書類の取扱い.....	21
5	情報の提供.....	21
6	環境への配慮.....	22
7	生活環境影響調査.....	22
8	本事業において使用する言語等.....	22
9	入札説明書等に関する問い合わせ.....	22
別紙1	事業スキーム.....	23
別紙2	業務分担.....	24
別紙3	リスク分担.....	25

入札説明書で用いる用語を以下のとおり定義する。

本事業	: 原目配水池更新事業をいう。
D B方式	: 市が資金調達し、設計業務 (Design)、工事業務 (Build) を民間事業者包括的に委託する方式をいう。
提案書	: 入札説明書等に基づき作成される書類・図書をいう。
入札参加者	: 本事業の入札に参加する企業若しくは企業グループをいう。
落札者	: 市と事業契約の締結を予定する者として市が決定した者をいう。
事業者	: 市と事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
代表企業	: 事業者を代表する者をいう。本事業の入札参加資格の申請、入札手続き等を行う。
構成企業	: 入札参加者を構成する者をいう。
協力企業	: 事業者から工事の一部を請け負う、又は業務の一部を受託する者をいう。
市内業者	: 登記事項証明書上の本店（個人の場合は、営業の拠点をいう）が福井市内にある者をいう。
準市内業者	: 福井市内に契約の締結等の権限を委任された支店等があり、法人にあっては、福井市に法人市民税の事業所開設届を提出している者をいう。ただし、委任された支店等と他の支店等との重複登録及び委任された支店等の代表者と他の支店等（本店等を含む。）の代表者との重複（兼任）は認めない。
共同企業体	: 本事業の設計・工事を行う企業によって結成する企業体をいう。
設計・工事請負契約	: 設計・工事業務に係る事項について市と共同企業体が締結する契約をいう。
モニタリング	: 事業者が事業契約に基づき提供するサービスの水準を市が監視（測定・評価）することをいう。

本入札説明書は、福井市上下水道局（以下、「市」という。）が実施する本事業について、事業の概要及び本事業を委託する事業者の募集及び選定するにあたり、入札に参加しようとする者に交付するものであり、入札参加者は本入札説明書の内容を踏まえて、必要な入札書類を提出することとする。

第1 対象事業に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

原目配水池更新事業

(2) 事業の対象となる公共施設等の種類

福井市上水道施設

(3) 公共施設の管理者の名称

福井市上下水道事業管理者 前田 和宏

(4) 事業の目的

原目配水池は、福井市原目町の原目山山間部に位置し、九頭竜浄水場で浄水した水を市街地や災害拠点病院等に供給する重要度の高い施設である。しかし、建設後 56 年が経過し、耐震基準に満たないため、早急な更新が必要である。

現在、市街地への給水は、九頭竜浄水場からのポンプ直送と原目配水池の自然圧力の併用により、停電時等のリスク回避に対応している。更新時においても引き続き「災害に強い水道」を実現していくため、既設配水池の片池を運用させながら施設を更新するものである。

(5) 対象施設の概要

ア 対象施設

(7) 更新対象設備

原目配水池

配水池 2池

$V = 15,000 \text{ m}^3$ (7,500 $\text{m}^3 \times 2$ 池)

緊急遮断弁室 (RC造)、緊急遮断弁

送水管 $\phi 700$ 、配水管 $\phi 800$ 、排水管 $\phi 500$

水位計、流量計、配水圧力計、遠方監視設備の設置

交流無停電電源装置、地震計

不断水弁 (送水管 $\phi 700$ 、配水管 $\phi 800$)

管理道

(4) 解体対象設備

原目配水池

配水池 (RC造) 2池

$V = 10,000 \text{ m}^3$ (5,000 $\text{m}^3 \times 2$ 池)

(2期に分割し、1池ずつ解体)

イ 対象業務

(7) 土木工事

既設配水池解体工事業務

配水池築造工事業務

基礎工事業務

不断水弁設置工事業務

管理道改築工事業務

場内整備工事業務

(4) 配管工事

配管工事業務

(7) 機械工事

緊急遮断弁工事業務

(エ) 建築工事

緊急遮断弁室 (RC造) 工事業務

電気室 (RC造) 工事業務

(オ) 電気・計装設備工事

配電設備工事業務

制御設備工事業務

計装設備工事業務

照明設備工事業務

(カ) 詳細設計業務 事前調査
 詳細設計
 設計に伴う各種申請資料作成
 周辺影響調査

(キ) その他 本工事で発生する廃棄物等の処理及び処分
 土砂災害対策工事
 計画通知書（建築物及び工作物）

(6) 事業方式

本事業は、原目配水池における施設更新を、設計施工を一括で発注する方式（DB方式）により実施する。

(7) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日（令和7年3月下旬）の翌日から、令和12年3月31日までの約5年間とする。

(8) 事業スケジュール

本事業のスケジュールは以下のとおりとする。

表1 事業スケジュール

項 目	日 程
事業契約の締結	令和7年3月下旬
設計・工事期間	事業契約締結日の翌日～令和12年3月31日（5年間）
事業終了	令和12年3月31日

(9) 関連法令等の遵守

本事業を実施するに当たり、必要とされる関係法令、条例、規則及び要綱を遵守するものとし、最新のものを適用する。詳細については、要求水準書のとおりとする。

(10) 予定価格

本事業の予定価格は、以下のとおりとする。

金 3, 485, 000, 000 円（消費税及び地方消費税を含む）

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定にあたっては、「公募型プロポーザル方式」により行う。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール

本事業における事業者の募集・選定スケジュールは以下のとおりとする。

表2 事業者の募集・選定スケジュール

日 程	内 容
令和6年4月22日	入札説明書等の公表
令和6年4月22日～4月26日	現地視察の受付
令和6年5月8日	現地視察
令和6年4月22日～5月10日	入札説明書等に関する質問の受付
令和6年6月14日	入札説明書等に関する質問の回答公表
令和6年6月24日～6月28日	参加表明書及び資格審査申請書類の受付
令和6年7月31日まで	資格審査結果の通知
令和6年10月8日～10月10日	提案書の受付
令和6年10月11日	開札
令和7年1月	提案書に関するヒアリング
令和7年1月下旬	落札者の決定及び公表
令和7年3月下旬	事業契約の締結

(2) 応募手続き等

ア 現地視察

現地視察を以下のとおり開催する。

参加を希望する者は、事前に申込書（様式I-6）により申込みを行う。

(イ) 受付期間

令和6年4月22日(月) ～ 4月26日(金) 午後4時まで

(ロ) 開催日時及び開催場所

開催日：令和6年5月8日（水）午前10時から午後4時までの市が指定した
1時間程度

開催場所：原目配水池 敷地内

(ハ) 提出方法

様式I-6に記入のうえ、電子メールにより、水道管路課宛に提出する。なお、提

出者は電話により、着信又は到着の確認を行うこと。現地視察の集合時間及び集合同場所については、後日参加希望者へ通知する。

イ 入札説明書等に対する質問の受付

入札説明書等に関する質問を以下のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間

令和6年4月22日(月) ～ 5月10日(金) 午後4時まで

(イ) 提出方法

様式Ⅰ－1～5に記入のうえ、電子メールにより、水道管路課宛に提出する。

なお、提出者は電話により、着信又は到着の確認を行うこと。

(ウ) 入札説明書等に対する質問の回答

入札説明書等に関して提出された意見に対する回答は、令和6年6月14日を目途に、市のホームページにて公表する。

なお、質問を行った者の企業名及び個人名は公表しない。また、本入札説明書等に直接関連しない質問に対しては、回答をしない場合がある。

ウ 参加表明書及び資格審査申請書類の受付

入札参加資格確認申請書等は、様式Ⅱ－1～7に記入の上、以下のとおり受け付ける。なお、参加表明書を提出した後に参加を行わない場合は、入札辞退届(様式集Ⅴ)を提出すること。入札参加申請を取り下げた場合、今後、市の行う業務において不利益な取扱いをされることはない。辞退届提出の最終期限は、提案書提出期限前日の午後4時までとする。

(ア) 受付期間

令和6年6月24日(月) ～ 6月28日(金) 午後4時まで

(イ) 提出方法

参加表明書及び参加資格審査申請書類一式を封筒に入れ、水道管路課に持参する。

(ウ) 提出書類

様式Ⅱ－1 参加資格審査申請時必要書類一覧表	1部
様式Ⅱ－2 参加表明書	1部
様式Ⅱ－3 共同企業体構成企業一覧	1部
様式Ⅱ－4 委任状(代表企業)	1部
様式Ⅱ－5 入札参加資格確認申請書	1部

様式Ⅱ－６ 代表企業の実績に関する調書	各１部
様式Ⅱ－７ 配置予定の現場代理人及び監理技術者等に係る調書	各１部
添付資料 入札参加者の資格を証明する書類の写し	各１部

エ 資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果は、令和６年７月３１日までに、入札参加者の代表企業に対し、書面にて通知する。なお、入札参加資格がないと認められた入札参加者は入札書及び提案書（以下「提案書等」という。）の提出をすることができない。

入札参加資格がないとされた入札参加者は、市に対して入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。提出期限は、令和６年８月９日の午後５時までとする。

オ 提案書等の受付

入札参加資格審査を通過した入札参加者から、本事業に関する以下の書類を記載した提案書等を受け付ける。

(ア) 受付期間

令和６年１０月８日(火) ～ １０月１０日(木) 午後４時まで

(イ) 提出方法

提案書類の提出は、水道管路課に持参とし、その他の方法による提出は認めない。提出された書類を確認後、市は受付票を発行する。

提案書類の提出方法の詳細については、様式集（提案書作成要領２（５）ウ）を参照すること。

(ウ) 提出書類

様式Ⅲ－１ 入札時必要書類一覧表	１部
様式Ⅲ－２ 入札説明書等に関する誓約書	１部
様式Ⅲ－３ 入札書	１部
様式Ⅲ－４ 全体年次計画表	１部
様式Ⅲ－５ 基礎審査項目 確認シート(１)(２)	１部
様式Ⅳ－１ 技術提案書類提出書	１部
様式Ⅳ－２ ～ １４ 技術提案書	１５部
提案書の電子データ（ＣＤ－Ｒ等）	１部

カ 開札

開札の日時及び場所は、以下とおりとする。

(ア) 日時

令和6年10月11日(金) 午前9時

(イ) 実施場所

福井市上下水道局庁舎5階 入札室

キ 提案書に関するヒアリングの実施

提案内容の確認のために、入札参加者に対するヒアリングを実施する予定である。

日時、場所及び実施方法等の詳細については、後日入札参加者へ通知する。

(ア) 実施日時

令和7年1月(予定)

(イ) 実施場所

福井市上下水道局

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の参加資格要件

ア 本事業の入札参加者は、設計・工事業務を共同企業体で行う企業とし、その代表企業が入札参加資格の申請及び入札手続きを行うこと。

イ 共同企業体は3者とし、次に掲げる条件を満たすこと。

(ア) 入札参加資格確認申請書を提出する時点において、福井市競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登載されている者であること。

(イ) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の許可を受けてから、3年以上継続して建設業を営んでいること。

(ウ) 法第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けた者であること。

(エ) 当該共同企業体への出資比率が20%以上であること。

(オ) この工事に係る他の共同企業体の構成企業でないこと。

(カ) 名簿に経常建設共同企業体の構成企業として登載されている者でないこと。

(キ) この工事に係る他の共同企業体を構成する各構成企業と関連のある者(親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。)と子会社(同条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)の関係にある者又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある者をいう。以下同じ。)ではないこと。

ウ 共同企業体の代表企業は、次に掲げる事項を満たしていること。

- (ア) 土木一式工事の工事種目に市内又は準市内業者として名簿に登録されている者であること。
- (イ) 名簿に登録された工事種目の土木一式工事の等級がAであること。
- (ウ) 国又は地方公共団体（公社・公団等を含む。）が発注し、平成20年4月1日以降に竣工した上水道の配水池築造工事において、有効容量4,000m³以上の工事の元請又は共同企業体としての施工実績を有する者であること。（共同企業体としての実績の場合は代表企業に限る。）
- (エ) 法第26条第2項に規定する監理技術者をこの入札に係る工事の現場に専任で配置できること。
- (オ) 当該共同企業体への出資比率が最大であること。

エ 代表企業以外の構成企業は、次に掲げる事項を満たしていること。

(ア) 構成企業1

- a 土木一式工事の工事種目に市内業者として名簿に登録されている者であること。
- b 名簿に登録された工事種目の土木一式工事の等級がAであること。
- c 法第26条第1項に規定する国家資格を有する主任技術者をこの入札に係る工事の現場に専任で配置できること。
- d 令和5年度において、福井市との道路除排雪業務委託が契約されていること。

(イ) 構成企業2

- a 管工事の工事種目に市内業者として名簿に登録され、福井市水道本管工事業者の登録を有している者であること。
- b 名簿に登録された工事種目の管工事の等級がAであること。
- c 法第26条第1項に規定する国家資格を有する主任技術者をこの入札に係る工事の現場に専任で配置できること。
- d 令和5年度において、福井市との道路除排雪業務委託が契約されていること。
- e （公社）日本水道協会が主催する「大口径管講習会」を受講し、配水管技能者登録証（一般・耐震・大口径管）の交付を受けている者又は、（一社）日本ダクタイル鉄管協会が実施する「継手接合研修会」のうち、耐震管（φ500mm以上）講座を受講し、JDPA 継手接合研修会受講証（耐大）の交付を受けている者を、担当技術者として施工現場に配置できること。

なお、当該担当技術者については、入札書提出日を基準日とし、その基準日以前3カ月以上の継続した雇用関係を有すること。

オ 入札参加者は、参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出時に代表企業及び構成企業の企業名並びに携わる業務及び工事について明らかにすること。

カ 入札参加者の代表企業の変更は認めない。

キ 参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出後、構成企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると市が認めた場合に限り、代表企業を除く構成企業の変更を認めるものとする。

ク 機械工事、建築工事、電気工事業務及び設計業務などに関して、協力企業による実施を認めるものとする。なお、上記のうち機械工事、建築工事、電気工事を協力企業に発注する場合には、優先的に市内業者の活用に努めること。また、以下業務の実施に必要な要件は次のとおりとする。

- (ア) 電気工事業務の実施においては、条件付き一般競争入札に付する工事に主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）又は監理技術者（同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）を適切に配置すること。
- (イ) 設計業務の実施においては、技術士法（昭和58年法律第25号）に定める技術士で、上水道及び工業用水道の選択科目を選択し、上下水道部門の資格を有する者を1名以上配置すること。

ケ 次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

- (ア) 入札参加資格確認申請書を提出する時点において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- (イ) 市の指名停止又は指名除外の処置を受けている者。
- (ウ) 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係である者。
- (エ) 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を現に兼ねている関係である者。
- (オ) 役員（役員として登記又は届出はされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力的組織（計画的又は常習的に暴力的不法行為を行い、又は行うおそれがある組織）、又はその構成企業等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有していると認められる者。
（応募者が企業グループの場合は、構成するメンバーの全て。）
- (カ) 入札参加資格確認申請書を提出する時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき、更生手続き開始の申立てが行われている者、または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、再生手続き開始の申立てが行われている者。その他、経営不振に陥ったと明らかに認められる等、この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者。
- (キ) 入札参加資格確認基準日において、国税、県税及び市町村税を滞納している者。
- (ク) 本事業に係る事業者選定支援業務を委託している者、及び当該契約等支援業務において上記の者と提携関係にある者、並びにこれらの者と資本面もしくは人事面において関連がある者。

本事業に係る業務支援に関与した者は次のとおりである。

- ・「中日本建設コンサルタント株式会社」
- ・「みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社」
- ・「西村あさひ法律事務所」

また、審査委員会の委員が属する組織及び企業、又はその組織及び企業と資本面もしくは人事面において関連がある者。

なお、「資本面もしくは人事面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関係にある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう。

(2) 参加資格の喪失

参加資格確認後、事業契約締結までの期間に、入札参加者の代表企業が上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、原則、当該入札参加者は失格とする。

また、落札者決定の公表から事業契約の締結までの期間に同様の事態が生じた場合には、市は事業契約を締結しないことがある。

(3) 県産品の活用に関する配慮事項

本事業に係る工事及び業務に使用する資材等については、県産品を積極的に活用すること。

(4) 入札に関する留意事項

以下のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ・入札参加者の資格を有しない者のした入札
- ・所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
- ・入札に際して、連合等による不正行為があった入札
- ・同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- ・記入及び押印のない入札
- ・入札書の記載事項が確認できない入札
- ・委任状を持参しない代理人のした入札
- ・同一事項について他人の代理人を兼ね、又は2以上の代理をした者に係る入札
- ・札書の金額の提示を改ざんし、又は訂正した入札

4 審査及び選定に関する事項

(1) 落札候補者決定の体制

落札候補者の決定に当たり、入札参加資格審査、基礎審査及び定量化審査（価格評価）は市が行う。定量化審査（性能評価）及び総合評価は、公平性、透明性を確保するとともに、客観的な審査等を行うために設置している「プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）」が行い、落札候補者を選定する。

委員会は次の委員で構成される。なお、委員会は非公開とする。また、本事業に応募しようとする者やそれと同一と判断される団体等が、本事業について委員会の委員への問い合わせや働きかけを試みた場合は、本事業の参加資格を失う。

（順不同・敬称略）

氏 名	所 属 等
高島 正信	福井工業大学 工学部 建築土木工学科 教授
奥村 充司	福井工業高等専門学校 環境都市工学科 准教授
木暮 昭彦	公益財団法人水道技術研究センター 参与
坂下 哲也	上下水道局 経営部長
南京 良幸	上下水道局 事業部長

(2) 審査の手順及び方法

ア 参加資格審査

市は、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、入札参加資格要件を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

イ 入札書類審査（提案審査）

委員会は、あらかじめ設定した「落札者決定基準」にしたがって、定量化審査（性能評価）を行い、その審査内容と本事業の実施に係る対価（入札価格）を総合的に評価し、落札候補者を選定する。

ウ 審査事項

評価項目の詳細及び配点等については、「落札者決定基準」において提示する。

(3) 落札者の決定と公表

市は、委員会の選定結果を踏まえ、令和7年1月下旬に落札者を決定し公表する。

(4) 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に入札参加者がいない、いずれの入札参加者の事業提案によっても公的財政負担の縮減の達成が見込めない、もしくは適切な事業遂行が見込めない等の理由により、事業者を選定しない場合がある。

事業者を選定しない場合は、この旨を速やかに市のホームページにて公表する。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 事業契約に関する基本的な考え方

市は、共同企業体と本事業に係る「設計・工事請負契約」を締結する。

事業スキームについては、P. 23 のとおりとする。

2 業務分担と予想されるリスク分担

市と事業者の業務分担及び予想されるリスク分担はP. 24～26 のとおりとする。業務分担の程度や具体的な内容については、最終的に事業契約で確定する。

3 求められる業務水準

本事業の実施に際して求められる業務水準は、要求水準書及び事業提案によって定められる。

4 事業者の収入

事業者が本事業の設計・工事業務を行い、市がその対価を支払うサービス購入型とする。

5 事業者の事業契約上の地位

市の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他処分をすることはできない。

6 履行保証等に関する事項

事業契約の締結にあたっては、契約の履行を確保するため、以下の方法などにより事業契約の保証を行うことを想定している。詳細は設計・工事請負契約書（案）に示す。

- ・ 契約保証金の納付
- ・ 契約保証金の納付に代わる措置
- ・ 履行保証保険付保等による保証措置

7 保険

工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼした場合、共同企業体等が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害を負担するため、共同企業体等は火災保険及び第三者賠償保険に加入すること。

なお、市は、本施設の引渡しを受けた以降、所有者として、本施設に係る建物総合損害共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）に加入する。

8 市による事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が実施する設計・工事業務について、定期的にモニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、事業契約に定める。

また、事業者の提供する設計・工事業務に係るサービスが十分に達せられない場合、市はサービスに対する支払の減額等を行うとともに、事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができる。

9 市の支払いに関する事項

市は定期的にモニタリングを実施し、業務水準が満たされていることを確認した上で、事業者が提供したサービスに対し、サービス対価を事業者に支払う。サービス対価の構成、支払い方法については、設計・工事請負契約（案）に示す。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 施設の概要及び規模

(1) 建設用地（所在地）

福井市原目町地係



図1 位置図

(2) 対象施設の概要

原目配水池

有効容量 : $V = 15,000 \text{ m}^3$ ($7,500 \text{ m}^3 \times 2$ 池)

構造形式 : 指定なし

事業整備範囲 : 図2に示す。

(3) 既施設の概要

有効容量 : $V = 10,000 \text{ m}^3$ ($5,000 \text{ m}^3 \times 2$ 池)

構造形式 : RC造

(幅 $31.55 \text{ m} \times$ 長さ $39.5 \text{ m} \times$ 有効水深 $4.2 \text{ m} \times 2$ 池)

水位 : H. W. L : $+62.20 \text{ m}$

L. W. L : $+58.00 \text{ m}$

水位高低 : 図3に示す。

施設配置状況 : 図4に示す。

なお、詳細については、要求水準書のとおりとする。

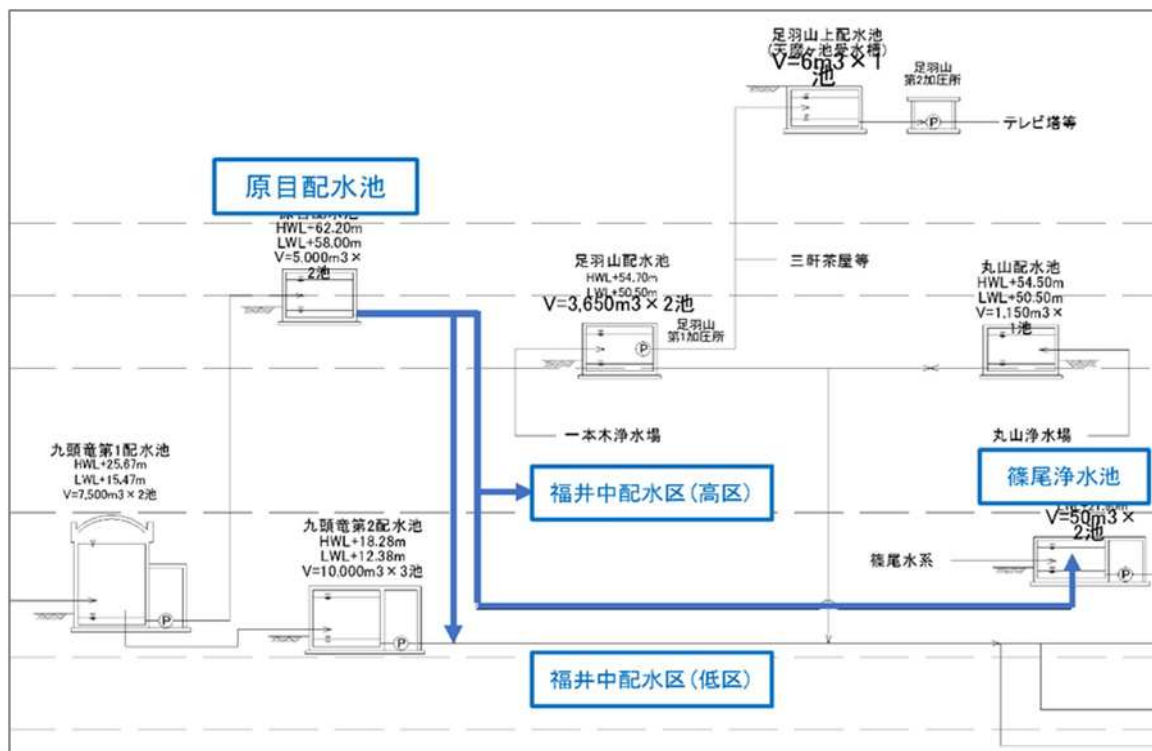


図3 水位高低図

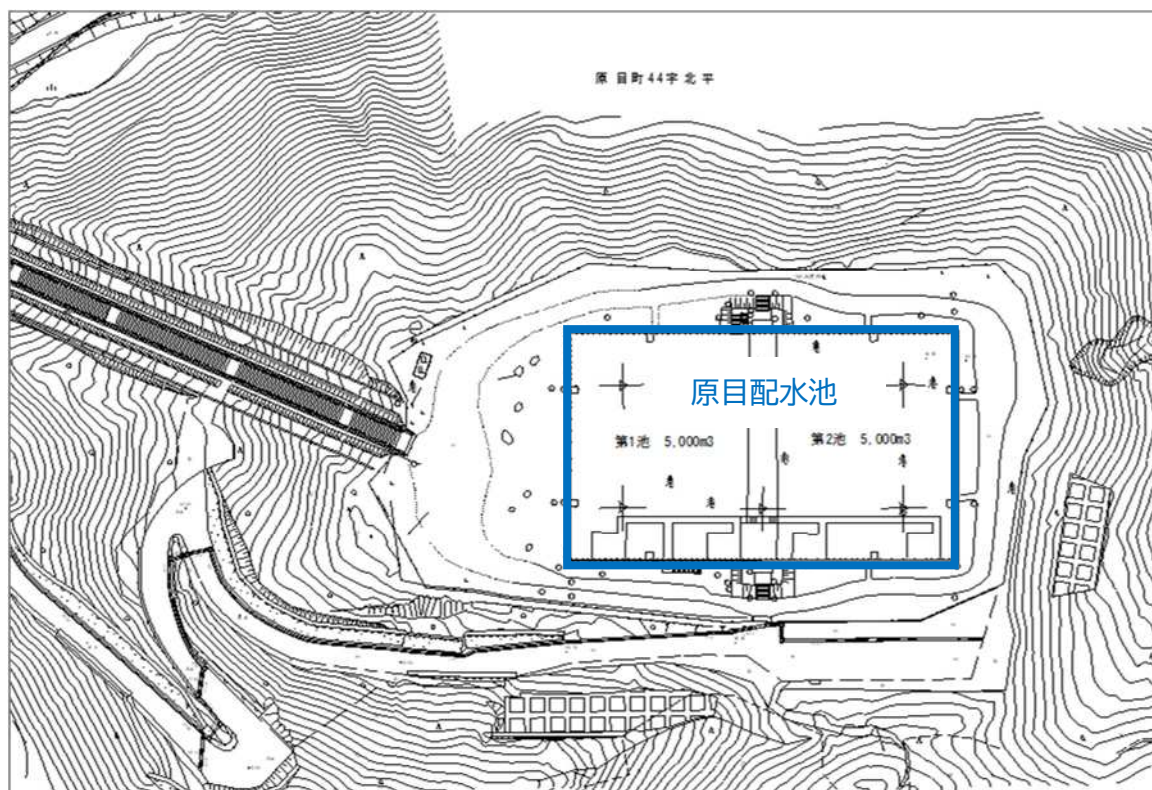


図4 施設配置図

第5 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 係争事由に係る基本的な考え方

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、関係法令及び事業契約に従うこと。

2 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、福井地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかったときは、市は、事業契約を解除することができる。

(2) 事業者が倒産又は、事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解除することができる。

(3) (2)の規定により市が事業契約を解除した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができるものとする。

(2) (1)の規定により事業者が事業契約を解除した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

3 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定めるとおりとする。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業に関する事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業に関する事業者への財政上及び金融上の優遇措置等は想定していない。

3 その他の支援等に関する事項

市は、事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で協力を行うものとする。

第8 その他、本事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決（債務負担行為）

市は、債務負担行為の設定にあたっては、予め議会の議決を経るものとする。

2 入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

3 入札保証金

入札保証金は免除する。

4 提出書類の取扱い

(1) 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業の公表及び市が必要と認めたときは、市は提案書の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

なお、契約に至らなかった提案については、落札者決定結果の公表以外に使用しない。また、提出を受けた書類は返却しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、原則として入札参加者が負う。

5 情報の提供

本事業に係る情報の提供は、市のホームページを通じて行うものとする。

6 環境への配慮

事業提案に当たっては、次のとおり環境への配慮に留意すること。

- ①グリーン購入等、省資源に配慮すること。
- ②省エネルギーに配慮すること。
- ③地球温暖化ガスの排出抑制に配慮すること。
- ④水循環（雨水の地下への浸透性等）に配慮すること。
- ⑤周辺の生活環境（交通安全等）に配慮すること。

7 生活環境影響調査

本事業における施設整備は、「生活環境影響調査」の対象ではない。

また、環境影響評価法及び福井県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントにおいても対象にはならない。

8 本事業において使用する言語等

入札参加及び本事業に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

9 入札説明書等に関する問い合わせ

本入札説明書に関する問い合わせ先は、以下のとおりとする。

質疑事項等は、電子メールにより水道管路課宛に提出する。なお、提出者は電話により、着信又は到着の確認を行うこと。

福井市上下水道局 事業部 水道管路課

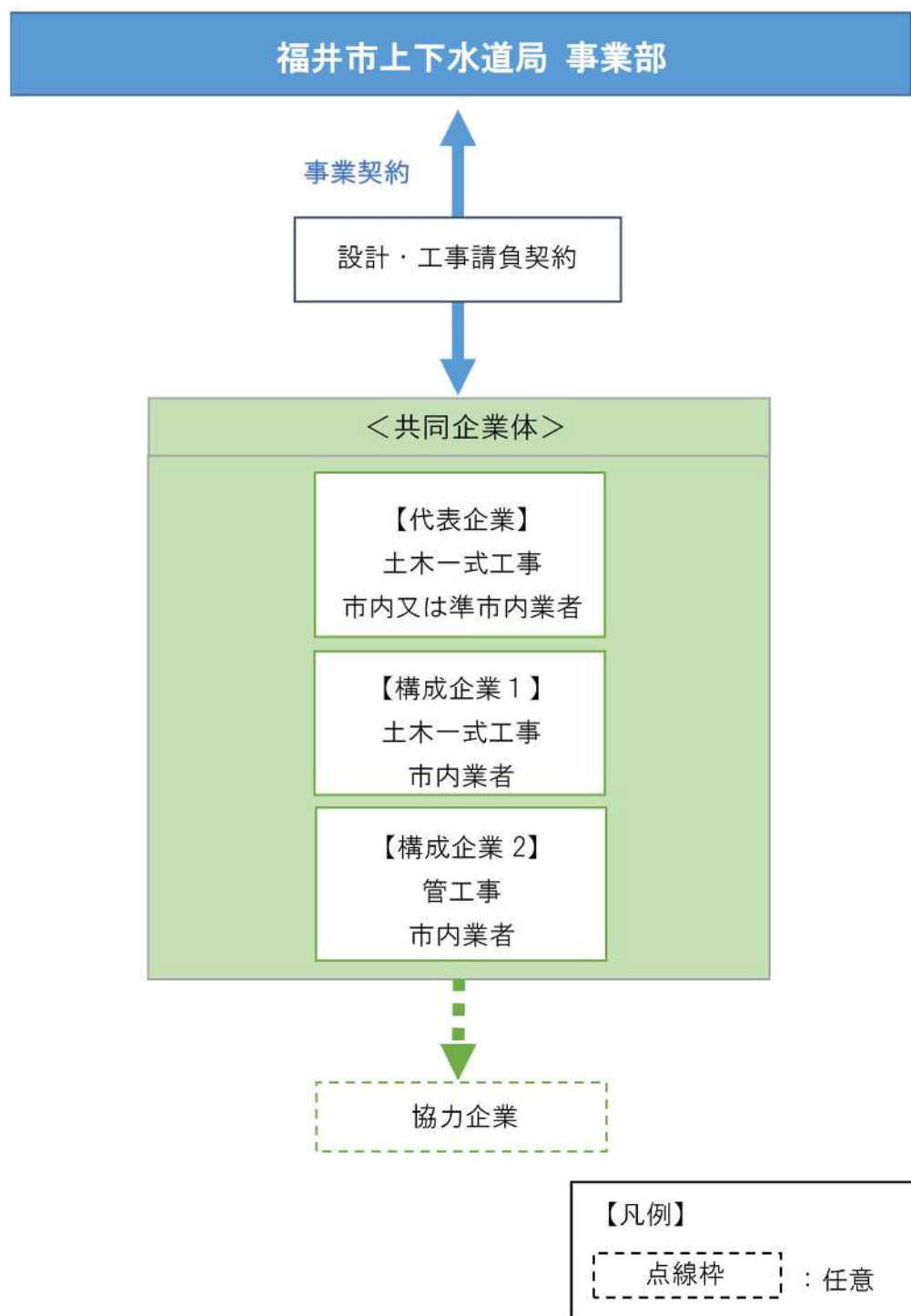
住 所：〒910-8522 福井市大手3丁目13番1号

TEL：0776-20-5640

FAX：0776-20-5629

E-mail：wkanro@city.fukui.lg.jp

別紙1 事業スキーム



別紙 2 業務分担

業務内容			分担者		
			本市	民間事業者	
設計業務					
1 事前調査業務	1.1	地下埋設物調査		●	
	1.2	古墳調査		●	
	1.3	雨水・汚水排水経路の確認		●	
	1.4	アスベスト調査		●	
	1.5	PCB使用状況調査		●	
2 設計業務	2.1	基本設計	●		
	2.2 詳細設計	配水池設計		●	
		配管設計		●	
		管理道設計		●	
		切替工事及び解体設計		●	
	2.6	電気・計装設備設計		●	
	2.7	設計・建設に必要な申請書類作成等	●	○	
	2.8	近隣住民の同意の取得、近隣住民対応	●	○	
	2.9	補助申請	●	○	
建設業務					
3 周辺影響調査業務	3.1	周辺調査		●	
	3.2	生活環境影響調査		●	
	3.3	その他必要な調査		●	
4 建設業務	4.1 新設対象施設	配水池、場内配管、電気・計装設備、管理道		●	
	4.2 撤去対象施設	配水池、場内配管、電気・計装設備		●	
	4.3	工事に伴う各種申請等		●	
5 工事監理業務	5.1	工事監理	●		
	5.2	工事現場管理		●	
6 保安業務	6.1	施設全体の保安		●	
	安全衛生管理業務	6.2	安全管理・事故防止		●
		衛生管理			●
	災害・事故対策業務	6.3	災害、事故等の緊急時の体制の構築		●
		災害、事故等の緊急時の対応			●
	施設公開業務	6.4	見学者対応	●	○
	その他の業務	6.5	近隣住民対応	●	○
		6.6	セルフモニタリング		●
		モニタリング	●		

※○は、申請に伴う補助作業（申請書類の作成等）を示す。

別紙3 リスク分担

		リスクの種類	リスクの内容	負担者	
				市	事業者
1	共通	1.1 募集要項	記載内容の変更に関するもの、入札説明書等の誤りに関するもの	●	
		1.2 契約締結	市の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延・中止 事業者の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延・中止	●	●
		1.3 財務	市による債務不履行（支払い遅延・不払い等） 事業者による債務不履行（倒産等）	●	●
		1.4 制度関連	政治	債務負担行為等の議決に関わるもの	●
				対象施設が統合・廃止され、契約の中断・変更に関わるもの	●
				事業の縮小・拡充に伴う、対象範囲の変更に関わるもの	●
			法制度	本事業に関わる法制度・許認可の新設・変更	●
				上記以外のもの	●
			許認可遅延	事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの	●
				上記以外のもの	●
			税制度	法人事業税、法人住民税等の事業者の利益に関する税の新設・変更	●
				消費税の変更に関わるもの	●
		1.5 社会	第三者賠償	事業者の責めに帰すべき事由による第三者賠償（建設における騒音、振動、光、臭気に関するもの）	●
				市の責めに帰すべき事由による第三者賠償	●
			住民対応	本事業に対する住民反対運動・要望に関わるもの	●
				事業者が行う業務（調査、工事等）に対する住民反対運動・要望に関わるもの	▲
		環境問題	事業者が行う業務（調査、工事等）に起因する環境の悪化		●
			上記以外の原因による環境の悪化	●	
		1.6 想定外業務	第三者の加害行為（破壊、盗難、強盗、汚損、毒物混入、放火等）により、事業変更・事業継続の不履行	● 注1	▲ 注2
		1.7 労務	教育・研修	関連経費及び予備要員の配置又は応援要員の確保	●
			セクハラ・パワハラ	事業者の対応不備による賠償請求、企業イメージの低下	●
			不正・犯罪	事業者の従業員の不誠実行為（贈収賄、情報漏えい等）による業務停止、契約解除	●
		1.8 見学者対応	施設の工事によって見学者が怪我をした場合		●
		1.9 安全確保	事業者が行う調査、工事における安全性の確保		●
			上記以外の作業に係る安全性の確保	●	
		1.10 事業者の発注する業務	事業者が発注する業務の契約内容の変更等		●
		1.11 各種負担金	インフラ整備等の追加コストの発注	●	
		1.12 補助金受給・起債	補助金受給の遅延、補助金の削減、受給不能、起債に関するもの	●	
		1.13 関係機関等の調整	市の責めに帰すべき事由による事業の延期などに関するもの	●	
			事業者の責めに帰すべき事由による事業の延期などに関するもの		●
		1.14 事業の中断	市の責めに帰すべき事由による事業の中断等	●	
			事業者の責めに帰すべき事由による事業の中断（事業者の経営破綻又は事業者の提供するサービス水準が一定のレベルを下回った場合）		●
		1.15 計画変更	市の責めに帰すべき事由による事業内容、用途の変更に関するもの	●	
		1.16 契約不履行	事業者の責めに帰すべき事由による契約不履行（事業者の更新した施設・設備の性能不足） 上記以外によるもの	●	●
		1.17 不可抗力	戦争、暴動、天災、台風、風水害等、市及び事業者の双方の責めに帰すことのできない事由等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中断に関するもの	●	▲ 注2
		1.18 保険	設計段階及び工事段階のリスクをカバーする保険		●
		1.19 資金調達	事業者の資金調達に関するもの		●
		1.20 物価	事業期間中の物価変動	●	▲ 注2

閲覧可能資料において、存在が確認されるものについては、事業者の負担。確認されないものについては、市の負担とする。

※ ●：主負担、▲：従負担

注1 事業者の管理義務の懈怠により発生した想定外業務リスクは事業者のリスク分担とし、それ以外の想定外業務リスクは市のリスク分担とする。

注2 一定の金額・割合までは事業者が負担する。（詳細については、入札公告時に示す）

		リスクの種類	リスクの内容	負担者	
				市	民間事業者
2	設計段階	2.1 事前調査	市が実施した調査に関するもの	●	
			事業者が実施した調査に関するもの		●
		2.2 計画・設計・仕様変更	市の請求による変更・不備	●	
			事業者からの請求による変更・不備		●
3	建設段階	2.3 設計	市の責めに帰すべき事由による設計等の完了遅延・建設費の増大（市の責めに帰すべき事由による設計変更、提示条件等の不備・変更、建設用地の変更等）	●	
			事業者の責めに帰すべき事由による設計の完了遅延・設計費の増大（提案した設計内容の不備、基本設計・実施設計の不備、事業者の責めに帰すべき事由による履行遅れ等）		●
		3.1 地中埋設物	入札説明書等に記載のない埋設物に関するもの	●	
			上記以外に関するもの		●
		3.2 工事遅延	市の責めに帰すべき事由による完工遅延	●	
			事業者の責めに帰すべき事由による完工遅延		●
		3.3 工事監理	工事監理に関するもの	●	
			工事現場管理に関するもの		●
		3.4 工事費増大	市の責めに帰すべき事由による工事費増大	●	
			事業者の責めに帰すべき事由による工事費増大		●
		3.5 性能	要求性能不適合（施工不良を含む）		●
		3.6 施設の契約不適合	更新対象施設において事業者が建設、改修した施設に関するもの（施設の契約不適合担保期間）		●
			更新対象施設において事業者が建設、改修した施設に関するもの（施設の契約不適合担保期間以降）	●	
			上記以外に関するもの	●	
		3.7 引渡前障害	工事目的物の引渡し前に工事目的物、工事材料又は建設機械器具について生じた損害、その他施工に関して生じた損害		●
		3.8 環境汚染物質	解体に伴うアスベストやPCB等環境汚染物質の発見・対応に関するもの		●
		3.9 安全確保	工事現場における事故等の発生		●

閲覧可能資料において、存在が確認されるものについては、事業者の負担。確認されないものについては、市の負担とする。

※ ●：主負担